

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6 月 1 日
【会社名】	株式会社メディアドゥホールディングス
【英訳名】	MEDIA DO HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員CEO 藤田 恭嗣
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	(03) 6212-5113 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 上級執行役員CFO 片山 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	(03) 6212-5113 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 上級執行役員CFO 片山 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番1号)

1【提出理由】

平成30年5月30日開催の当社第19回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年5月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

藤田 恭嗣、新名 新、片山 誠、鈴木 克征、駿田 和彦及び榎 啓一を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

大和田 和恵を監査役に選任するものであります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成23年5月25日開催の第12回定時株主総会において、年額170百万円以内とご承認いただき、平成27年5月27日開催の第16回定時株主総会において、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、上記取締役の報酬枠の範囲内において、インセンティブ付与型ストックオプションとしての新株予約権を年額50百万円以内で発行を行うことができるものとしておりますが、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を更に高めるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記取締役の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内といたします。その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。

また、本議案が原案どおりご承認いただけた場合には、対象取締役に対するインセンティブ付与型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないことといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案					
藤田 恭嗣	82,532	2,036	-		可決 94.74
新名 新	84,456	112	-		可決 96.94
片山 誠	84,463	105	-	（注）1	可決 96.95
森 秀樹	-	-	-	（注）2	撤回
鈴木 克征	84,465	103	-		可決 96.95
駿田 和彦	80,321	4,247	-		可決 92.20
榎 啓一	81,413	3,155	-		可決 93.45
第2号議案					
大和田 和恵	84,433	136	-	（注）1	可決 96.92
第3号議案	82,489	2,077	-	（注）3	可決 94.69

- （注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- 2．森秀樹取締役候補者にかかる選任議案の上程を撤回したため、議決権数は集計しておりません。
- 3．出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各議案が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上